

○財務省告示第四十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年一月三十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十六年二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
一	利付国庫債券（十年）（第二百九十九回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十二回、第四十三回、第四十四回、第四十六回、第四十七回、第四十八回、第四十九回及び第七十七回）
二	発行の根拠
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条
三	振替法の適用等
三	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法
四	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法
五	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額
六	額面金額で二千九百九十二億円（別表のとおり）

七	八	九	十	十	十
払	最	振	発	発	十
込	低	替	行	行	一
金	額	単	価	行	十
額	面	位	格	日	十
	金		日		三
					二

三千万七千七百七十七億六千六百六十三円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成二十六年一月三十日  
 発行対象国債ごと、金額  
 百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

(一) 別表のとおり)

は、募入決定の通知を受けた者は、募入決定額を加えた算式により算出された金額を払込日に払い込むものとす。

各発行対象国債の額面の利率の総額  $\times$  発行各期日発行の翌日か、  
 100  $\times$  支規数  $\times$  日  $\times$  利子なる場合、  
 利回りに日と回  $\div$  365

(二)

発行時に、おいて、その利子に係る所得税が、源泉徴収されるに、口座記載は、前記(一)の算式による。

十四  
利  
子

第十号に規定する発行日後の各  
と、対象国の債権の支払の期  
算式によらず、算出された金額を  
う。ただし、支払の期が銀行休業  
日に当たるときは、翌営業日  
に支払う。償還期限に  
同日に支払う。償還期限に

十五  
十六  
十七  
十八

償還期限  
償還金額  
入札の基  
準とする  
各発行の  
対象国の  
利回り  
元利金の  
払戻金支

(別表のとおり) かつ、百円  
額面金額の額面金額×各  
六年以上の期間にわたって  
業協会の発行した公債店頭  
買参統計値表に掲載された平  
均値の単利回り(平成十六  
年一月二日午前九時以前に  
訂正された利回りは、正後  
当該銀行の利回り)とする。

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十六年一月三十日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十一年) (第九百九十回)	一・三%	日年平三成三月三十一	二億円
利付国庫債券 (第十二年) (第九百九十回)	二・六%	日年平三成三月三十一	六千七百五十
利付国庫債券 (第十三年) (第九百九十回)	二・九%	日年平九成三月二十一	億七百五十七
利付国庫債券 (第十四年) (第九百九十回)	二・五%	日年平三成三月二十二	二十六億円
利付国庫債券 (第十五年) (第九百九十回)	二・二%	一年平日九成三月二十二	六十億円
利付国庫債券 (第十六年) (第九百九十回)	〇・八%	日年平六成三月二十五	四十三億円
利付国庫債券 (第十七年) (第九百九十回)	一・八%	十年平日十成三月二十五	円二百十三億
利付国庫債券 (第十八年) (第九百九十回)	二・一%	日年平三成三月二十六	六十二億円
利付国庫債券 (第十九年) (第九百九十回)	二・〇%	日年平三成三月二十七	七十三億円